

死亡災害事例

飛来・落下 ①

事故の型

飛来・落下

業種

機械器具設置業

被災者

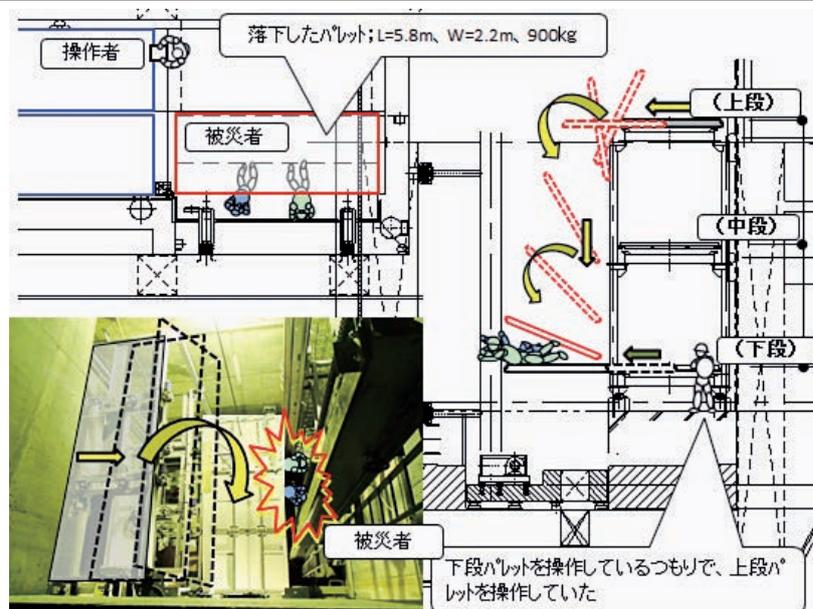
昇降設備工(60代)
昇降設備工(20代)

経験年数

10年以上15年未満
1年以上5年未満

発生状況

高層マンションに付属する機械式立体駐車場設備（上・中・下の3層構造）の設置工事において、被災者2名は下段パレット（車を載せる台）上に乗って作業を行っていたところ、操作盤で当該パレットを手動操作していた別な作業者が操作を誤り、下段パレットを移動させるべきところ、上段パレットを移動したため、上段パレットが被災者2名の上に落下した。（平成26年1月）



原因と対策

(原因)

- ・ 誤操作で上段パレットが落下する可能性があるとは認識していなかったため、落下防止措置並びに立入禁止区域の設定を講じていなかった。
- ・ 機械式立体駐車場のパレットの操作についての作業方法、作業手順等について十分に検討・周知していなかった。

(対策)

- ・ 操作者の誤操作による上段パレットの逸走等による落下の可能性がある場合には、立入禁止区域等の設定を行うこと。
- ・ 機械関係の操作方法・作業手順について十分に検討・周知を行うこと。
- ・ 操作盤の階層表示等について操作者が誤操作することがないように明確に表示し、パトランプ等で見える化を図ること。
- ・ 必要に応じて落下防止の仮設ストッパーを設置すること。